



# 静岡県地球温暖化防止活動推進センターとは

センター次長 服部乃利子

- 1998年制定された「温暖化対策推進法」に基づき、各県に1をもって指定されている温暖化対策のための拠点センター。全ての都道府県に設置されています。
- 静岡県は、3年に一度の公募制。  
2004年、県知事より温暖化防止をミッションとする特定非営利活動法人アースライフネットワークが指定を受け、6期連続、現在17年目。
- 県内自治体や企業・団体、学校、県民と連携しながら、ユニークでかつ実効性のある地球温暖化防止のための様々な取り組みを実施しています。

